

未来へ伝えよう、 愛知の文化財

愛知県文化財登録制度のご案内

地域の文化財を幅広く、ゆるやかに
保存、継承していくための
愛知県の制度です。

(2023年度創設。詳細は裏面をご覧ください)



愛知県登録文化財の例

【写真上】

井ヶ谷古窯跡群出土品(愛知教育
大学蒐集)(刈谷市所有)

【写真中】

木造南無仏太子立像
(妙興寺所有／一宮市)

【写真右】

有松・鳴海絞手括り技術
(保持団体: 有松・鳴海絞手括り技
術保存会／名古屋市)

【写真 裏面下】

小呂湿地
(個人所有／岡崎市)



愛知県県民文化局文化部
文化芸術課文化財室

460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
TEL 052-954-6783



愛知県文化財登録制度とは

○ 趣旨

歴史的な価値や学術的価値の点で、文化財として指定するまでには至らないものの、一定の文化財的な価値が認められる愛知県内の文化財について、「愛知県登録文化財」として登録することで、文化財として保存と活用を図る制度です。

○ 登録対象の文化財

- ・有形文化財（建造物、絵画、彫刻、書跡・典籍、工芸、考古資料、歴史資料）
- ・無形文化財（演劇、音楽、工芸技術など）
- ・有形民俗文化財（無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等）
- ・無形民俗文化財（衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能等）
- ・記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）

○ 登録の手続き

市町村の文化財担当部局等から、愛知県文化芸術課文化財室へ提案された文化財について、愛知県文化財保護審議会で登録の可否について審議を行います。登録の候補となる文化財について、情報提供をお願いします。

登録文化財に対する補助制度

○ 補助対象事業

- ・公開事業（現地公開イベント、御開帳（寺社）等）
- ・伝承・記録作成事業（伝承者（後継者）養成、講習会・発表会、解説書作成、録音・映像等製作等）

○ 交付の対象

- ・登録文化財所有者、保持者、保持団体、保存団体、管理責任者

○ 補助条件

- ・補助事業経費の財源が確立していること。
- ・同一年度内に事業が完了すること。

○ 補助対象期間

- ・愛知県登録文化財に登録された年度またはその翌年度から3年以内とする。

○ 補助率

- ・補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助上限額は20万円とする。

○ 手続き

- ・所在市町村の文化財担当部局へ相談してください。